

# うきは市総合交流ターミナル条例施行規則

## (目的) 第1条

この規則は、うきは市総合交流ターミナル条例(平成18年うきは市条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用期間) 第2条

利用期間は、引き続き1週間を超えることができない。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

## (利用申請) 第3条

条例第9条の規定に基づき、施設を利用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、うきは市総合交流ターミナル利用許可申請書(様式第1号)を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

## (使用料の免除) 第4条

市長は、条例第13条の規定に基づき、次の各号に該当する場合、使用料を免除することができる。

(1) うきは市又はうきは市教育委員会が主催する事業のために利用する場合

全額免除

(2) 市長が特に必要と認めた場合 全額又は半額免除

## (利用者の遵守事項) 第5条

利用者は、条例で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 許可なく火気等を使用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙は、指定の場所以外では行わないこと。
- (4) 許可なく寄付金の募集、物品の販売をしないこと。
- (5) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。

## (事故の責任) 第6条

利用時間中に施設内で発生した事故の責任は利用者が負うものとする。ただし、管理者の責に帰する事故はこの限りでない。

## (その他) 第7条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)  
うきは市総合交流ターミナル利用許可申請書

## 2019年度ウキハコ利用許可基準 ※この規則は年度ごとに改定されます。

2019年度、ウキハコの利用基準について次の通り規則を緩和します。

<利用の申請が可能な内容>

●うきは市の観光振興に資する内容であること

①うきは市で生産、製造を行っている事業者又は、実店舗を持つサービス事業者で、うきは市のPRやファンづくりにつながるものであること。

※流通品の卸販売や小売はNG（EX：大手化粧品メーカーの化粧品等）

②うきは市の事業者のスキルアップに資するもの

研修会や勉強会など、うきは市の事業者の業務改善やスキルアップにつながるもの。  
但し、有料で受講生募集を行うものは除く。

●教室開催について

うきは市内の事業者の定期開催の平日の教室利用については、  
月2回までに限り同一内容でも許可することとする。

土日祝日については、利用の1ヶ月前までにイベント利用の予約がない場合に限り許可する。

●販売、ワークショップ提供について

許可されたイベントにおける物販、ワークショップの体験料等の  
金銭のやりとりは全て申請事業者の責任の基行う。

マージン等の設定はなく、

うきは観光みらいづくり公社はウキハコ利用料のみを徴収するものとする。

## ウキハコのご利用に当たって

- ウキハコはみんなの施設です。
  - ・案内所やトイレを利用される一般のお客様がいらっしゃることもあります。
  - ・催事中であっても、他のお客様が快適に利用できるようご理解とご協力をお願い致します。
- 事故防止は主催者の義務です。
  - ・会場設営に当たっては、安全な動線を確認すると同時に、事故に繋がるような配置や設置物がないよう注意してください。
  - ・小さなお子様については、椅子の上に立ったり、物を投げるなどの危険な行動があった場合には注意を促し、事故防止に努めてください。
  - ・台風などの天候や災害に関する情報に気を配り、開催や来場に危険が伴う場合には、速やかに催しの中止を決定・告知してください。
  - ・催しの内容が、刃物を使うものなどケガの可能性がある場合には、万が一の事故に備えて、イベント保険等への加入を強くお勧めします。
- ウキハコの施設、および備品（机や椅子など）は公共の財産です。
  - ・ワークショップ等を行う際に、机や床が汚れる可能性がある場合には敷物を敷きましょう。
  - ・机や椅子などの移動の際には、壁やガラスなど周囲のものにぶつけないよう気をつけましょう。
  - ・現状復帰ができないような設営や利用方法は許可できません。
  - ・催し物で出たゴミは持ち帰りをお願いします。
  - ・また、催事中にゴミを回収できるようゴミ袋などの準備をお願い致します。
  - ・ご利用後は利用されたエリアと設備（シンクなど）のお掃除をお願いします。
- その他
  - ・配置の変更については、全てのケースに対応できるとは限りませんので、必ず事前にスタッフにご相談ください。
  - ・事前予約が必要な催し物の場合、受付は主催者で行ってください。